

奈良県平成 15 年（調）第 1 号

奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯

- ・平成 15 年 8 月 26 日
奈良県公害審査会へ申請人吉田隆一氏外 3,194 名が調停申請書を提出
申請人ら代理人（7 人）
- ・平成 15 年 9 月 9 日
奈良県公害審査会開会、同日申請受理決定・調停委員 3 名選出
調停委員（3 人）
- ・平成 17 年 4 月 27 日
公害調停参加申立により、申請人合計 3,524 名

《各調停期日等の概要》

- ・平成 15 年 12 月 22 日（月）
（第 1 回調停期日内容）
 - * 申請人側主張
焼却施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、同施設の操業を停止し、同施設の移転を求める
（環境汚染、施設の立地問題、移転約束、住民間不平等、基本計画の不合理性）
 - * 被申請人側主張
本件焼却施設の稼働について、大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を発生させないため最大の努力を行い、操業を継続する
（健康被害をもたらす環境汚染はない・法を遵守し建設・移転約束していない・計画と合致している）
- ・平成 16 年 2 月 13 日（金）
（第 2 回調停期日内容）
本調停の手続きに関する基本的確認事項として
本調停手続きを重視し、尊重すること。本調停継続中の建替え工事には着手しないこと及び資料開示

- 平成16年4月8日（木）
（第3回調停期日内容）
健康被害について。工場移転約束について。基本計画について。

- 平成16年5月17日（月）
（第4回調停期日内容）
平成4年一般廃棄物基本計画の釈明。定期整備時の累積ごみの処理について。
煙道70mについて。基本健康診査について。立地条件について。

- 平成16年7月20日（火）
（第5回調停期日内容）
焼却施設の立地問題について
地下方式発言の真意について
健康調査について
野積み問題について

- 平成16年9月29日（水）
（第6回調停期日内容）
減温塔清掃ダスト及び周辺土壌の分析結果報告
移転約束及び鍵田新市長の移転公約について

- 平成16年11月24日（水）
（第7回調停期日内容）
本件施設の構造について
健康被害について
鍵田市長との面談結果及び意向について
申請人側から提出の調停案について

- 平成17年1月24日（月）
（第8回調停期日内容）
バイパス及び飛灰について
調停案について

- 平成17年2月24日（木）
（第9回調停期日内容）
大気汚染と健康被害について
本件施設の構造について
立地問題について
調停案について（調停条項の検討）

- ・平成17年3月24日（木）
 （第11回調停期日内容）
 調停委員会と被申請人との個別審議
 調停条項（期限、策定委員会）について
 予算修正案可決による影響について
- ・平成17年3月28日（月）
 （第12回調停期日内容）
 申請人側の陳述、提案及び調停案について
- ・平成17年4月28日（木）
 （第13回調停期日内容）
 本件ごみ焼却施設の構造について
 申請人調停案（修正案）について
- ・平成17年5月25日（水）
 （第14回調停期日内容）
 申請人側の陳述
 申請人側調停案（修正案）に対する意見
- ・平成17年7月4日（月）
 （第15回調停期日内容）
 申請人側の陳述に対する意見
 申請人意見書（第16）について（調停案）
 調停成立のため次回期日には委員会からの調停案を提示要望
- ・平成17年7月15日（金）
 （第16回調停期日内容）
 調停委員会と双方代理人審議
 調停条項について、具体的表現の検討
 調停委員会から、次回期日に調停案を提示する予定
- ・平成17年8月19日（金）
 （第17回調停期日内容）
 被申請人側 藤原市長の基本姿勢、考え方を説明
 申請人側 住民陳述
 期限を重視してきた、期限を消した理由を明らかに。調停委員会の英断を期待する。市長には、継続性があるものと踏まえてもらわなければならない。
 委員会 一定の期限を想定しつつ、用地確保の不安をどう解決するのか。
 8月26日調停案提示、9月2日双方意見書、9月8日最終調停案（調印あるいは、受諾勧告を想定したスケジュール案

- ・平成17年8月26日（金）

調停委員会より「調停条項案の提示について」

9月2日までに、この調停条項案についての意見書の提出をお願いする。

提出の意見書により、第18回調停期日に調停案を示すことになる。意見書の内容によっては、受諾勧告として示すことにもなる。

調停条項案について説明

*受諾できない部分について、受諾不可の部分、変更により受諾可能な表現等を理由も明記して意見書で出していただき、それを受けて再度調停委員会を開催する。

- ・平成17年9月2日（金）

（調停委員会の調停案に対する意見提出期限）

被申請人側「調停条項案に対する回答」提出

申請人側「調停案に対する意見書」

- ・平成17年9月8日（木）

（第18回調停期日）

10月8日までの約1ヶ月の間に、調停委員会より本日提示の第2調停案について、申請人、申請人代理人、被申請人代理人により調停委員会の第2案の主旨を市長に説明し、成立に向けて合意の調整を図る。

- ・平成17年10月19日（水）

（第19回調停期日）

前回期日を踏まえて、双方が話し合いにより合意に達した調停条項案を調停委員会へ報告、委員会として双方の話し合いの結果である調停条項に異存はない。

ただし、地方自治法の規定を尊重し、調停条項案の議会の議決を経たのち、次回期日に調停調書への調印を行い調停成立の運びとする。

- ・平成17年12月26日（月）

（第20回調停期日）

双方代理人による調停調書への調印により、調停成立。

調停条項

第1条 被申請人は、循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設（以下「新施設」という。）の建設計画をできるだけ早期に策定し、次の手順で本件ごみ焼却施設の移転を実施する。

新施設の竣工・稼働後、直ちに本件ごみ焼却施設の操業を停止するとともに、操業を停止後、速やかに同施設の解体、撤去に着手し、土壌汚染の調査を実施する。

一 平成18年3月末日までに、新施設を建設するためのごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「移転建設計画策定委員会」という。）を設置する。

二 平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定するものとし、用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。

三 平成23年3月末日を目標として、環境アセスメント手続きを経た上で、新施設の用地を確定（所有権又は用益権の取得）する。

四 新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。

五 新施設の建設工事着手後4年以内を目標として、新施設を竣工、稼働し、本件ごみ焼却施設の操業を停止する。

2 前項の新施設の建設にあたって、前項二ないし五記載の各目標期限までに当該事業の実施を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたときは、被申請人は、移転建設計画策定委員会に諮り、上記目標期限の見直しを含め、適切な対策を講じる。

第2条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の移転場所については、奈良市全域の中から300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住居専用地域（都市計画法）に近接しない場所の中から、環境への影響、周辺住民との共存及びごみ収集の効率面等も考慮しながら適地を選定する。

新施設は、循環型社会形成に資する施設と位置づける。

第3条 被申請人は、本件ごみ焼却施設を移転するまで、本件ごみ焼却施設の稼働にあたり、大気汚染等による申請人ら周辺住民の健康及び生活上の被害を生じさせないため、施設の構造及び環境汚染に関して必要がある場合には、移転建設計画策定委員会において検証し、適切な公害防止対策を講じる。

第4条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の跡地利用計画を策定し実施するにあたり、跡地の調査を実施し、土壌汚染等が発生している場合には汚染土壌の除去、水質改善等の適切な措置を講じるとともに、申請人ら周辺住民の生活環境に配慮した跡地利用がなされるよう最大限の努力を行う。

第5条 被申請人は前条の実施のため、第1条第1項第三号の用地確定頃までに、跡地利用地域市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

第6条 移転建設計画策定委員会及び市民会議の委員は、市議会議員の代表、自治連合会の代表、公募による市民、学識経験者、奈良市職員並びに申請人ら及び申請人ら推薦の学識経験者をもって構成する。その委員の数は、移転建設計画策定委員会は20名程度、市民会議は10名程度とする。

第7条 移転建設計画策定委員会及び市民会議の審議は、原則として公開とする。

第8条 被申請人は、移転建設計画策定委員会及び市民会議の決定を十分尊重しなければならない。

第9条 被申請人は、移転までの間、万一本件施設において相当規模の設備及び焼却方法の変更などを行おうとするときは、その都度、移転建設計画策定委員会に諮り説明し、その意見を求めて適正な手続きにより実施する。

第10条 被申請人は、申請人らから本件施設の運用・管理に関して保管する資料の開示を求められたときは、奈良市個人情報保護条例に抵触するもの、若しくは奈良市情報公開条例に定める不開示事項に該当するものを除き、これに協力し開示する。

第11条 被申請人は、事業系ごみの分別収集の推進など、ごみの減量化施策の充実に努める。

第12条 被申請人は、ごみの減量化に一層努めることとし、申請人らもごみの減量は自らの問題と位置づけ一層減量化に努力する。

第13条 本件調停に要した費用は、各自の負担とする。

第14条 申請人らの被申請人に対する本調停による請求は、前記各調停条項によってすべて解決したものとし、申請人ら及び被申請人は、今後前記各調停条項を尊重し、信義に従い誠実に協議解決することを約する。